

猪名川町行政改革大綱

平成 1 4 年 1 1 月

斜体太字二重下線は、最終ページに用語解説をつけています。

目 次

第1章 行政改革大綱の策定にあたって	1
第2章 行政改革の推進方針	1
第1節 改革の基調	1
1．分権時代に対応した独自性、自立性の向上	2
2．住民が主役の町政の推進	2
3．新しい時代にふさわしい行政システムの構築	2
4．効率的で効果的な行政運営の推進	2
第2節 推進体制と推進期間	3
1．推進体制	3
2．推進期間	3
第3節 前期行政改革大綱及び同実施計画の評価と成果	3
第3章 重点取組事項	4
第1節 事務事業の見直し	4
1．事務事業の整理合理化	4
2．公共施設の管理・運営	4
3．民間活用の推進	4
4．審議会等の見直し	4
第2節 組織・機構等の見直し	4
1．外郭団体等	4
第3節 定員及び給与の適正管理	5
第4節 人材の育成と確保	5
第5節 行政の情報化の推進と住民サービスの向上	5
第6節 住民の行政への参画と協働の推進	5
第7節 行政評価システムの導入	6
第8節 健全財政の堅持	6

第1章 行政改革大綱の策定にあたって

本町は、効率的な行政運営の推進及び住民サービスの向上を図るために、これまで昭和60年、平成7年そして平成12年の3度にわたり、行政改革大綱を策定して事務事業の見直しや組織・機構の簡素合理化などの行政改革に集中的に取り組み、その成果をあげてきた。

21世紀を迎えた今、わが国は、環境保全に向けた一層の配慮や少子高齢化の一層の進展、情報通信技術の急速な普及など新たな変革の時代が到来している。

一方、地方自治体においては、平成12年4月に施行された「地方分権一括法」により地方分権が推進され、真に主体性を持った行政運営が求められている。

また、住民の価値観が多様化し、まちづくりへの参加やボランティア（[NPO](#)を含む）の役割の増大などにともない、町政を知り、町政に積極的に参画していこうという気運が一層高まってきている。

今後、本町が個性豊かな活力あるまちづくりを自主性と独自性を活かしながら住民とともに推進し、さらなる発展をとげるためには、自らの責任においてこれまで以上に行政改革に取り組み、21世紀にふさわしい行政システムを構築することが必要となってきた。

このようなことから、住民の利便性のさらなる向上を目指して、現在、全庁的に推進している行政の情報化の推進など時代に即応した施策や[ISO14001（国際標準化機構）](#)の認証取得をはじめとする環境の保全に向けた取り組みを積極的に推進するとともに、経営感覚や成果を重視する行政システムを確立するため、新しい視点に立って行政運営全般について見直しを策定する。

この行政改革大綱は、猪名川町行政改革推進委員会の提言を尊重し、町長部局、各行政委員会、公営企業及び議会事務局など全庁を対象に、今後、行政改革を推進していくうえでの基本的な考え方をまとめたものであり、徹底した行政改革の視点を持って取り組むこととする。

また、本行政改革大綱及び同実施計画で実施する予定の行政評価システムを活用することにより、推進期間後は、平時から常に施策実施による効果測定とともに住民サービスの向上とのバランスに配慮しつつ継続した取り組みを行うものとする。

第2章 行政改革の推進方針

第1節 改革の基調

今回の行政改革の推進にあたっては、地方分権の一層の進展や行政の[IT化](#)など時代の流

れに的確に対応し、効率的・効果的な行政運営を推進するとともに、住民サービスの一層の向上を図るため、次の4つを改革の基調として取り組むものとします。

1．分権時代に対応した独自性、自立性の向上

地方分権の時代においては、本町が自らの権限と責任において、その地域特性や個性を十分に発揮し、今後の都市間競争を視野に入れながら戦略性を持ってまちづくりを進めていくことが必要であり、組織全体として政策の立案能力、遂行機能の充実を図るとともに、職員の意識改革や資質の向上を図り、独自性、自立性の向上に努めます。

また、独自の施策を実施していくためには、財政的な裏付けが必要であることから、自主財源の充実、確保に努めます。

2．住民が主役の町政の推進

社会経済情勢の変化にともなう住民の意識の変化やニーズの多様化・高度化に効果的に対応するため、地方行政は、行政主導型から住民参加型に移行していくことが求められています。

これまで以上に住民の視点に立った施策を展開するとともに、行政の透明性の確保、十分な説明責任の履行などに努め、住民が主役の町政を推進します。

3．新しい時代にふさわしい行政システムの構築

個性豊かで活力あるまちづくりを住民とともに進めていくためには、これまで以上に住民本位でわかりやすい仕組みが求められており、事務事業評価に加えて行政評価システムの導入など新しい時代にふさわしい行政システムの構築を推進します。

また、情報通信技術が急速に発展・普及していることに対応し、この技術を行政の中に積極的に取り入れ、事務の効率化を図るとともに、住民サービスの向上に努めます。

さらに、ISO14001（国際標準化機構）の認証取得をはじめとする環境の保全に向けた施策を積極的に推進します。

4．効率的で効果的な行政運営の推進

長引く経済不況や地方分権による業務範囲の拡大などにより、今後の地方行財政を取り巻く状況は、さらに厳しいものが予想され、その中で地方自治体が、その役割を十分に果たしていくためには、持てる資源や能力を最大限に活用していく必要があります。

今後は、これまで以上にコスト意識など経営感覚を持って、民間活用の推進や社会的ニーズの変化に的確に対応した組織・機構や事務事業の見直しなど、効率的で効果的な行政運営を推進します。

第2節 推進体制と推進期間

1. 推進体制

行政改革の着実な推進を図るため、猪名川町行政改革推進本部を中心として、四半期ごとに実施計画の進捗状況を取りまとめることにより計画的で着実な行政改革の進行管理に努め、職員一人ひとりが自覚と責任を持ち積極的に取り組むこととします。

具体的な取り組みについては、行政改革実施計画を策定し、計画的な推進を図ります。

また、猪名川町行政改革推進委員会においても、本大綱及び実施計画に照らし、実施計画の進捗状況等行政改革全般に関し調査審議を行い、進捗状況等について、広報紙等により年1回以上掲載するなど、より一層積極的に公開し、住民や関係者から行政改革の推進に係る意見要望等の聴取に努めます。

2. 推進期間

行政改革大綱の推進期間は、平成15年度から平成17年度までの3か年間とします。

第3節 前期行政改革大綱及び同実施計画の評価と成果

平成12年に策定した前期行政改革大綱及び実施計画は、地方の時代の幕開けとなる地方分権一括法が施行され、自治体としての自己責任のもと、あらゆる事項について再点検を行い、規制緩和、公共施設の管理運営の民間への委託、職員定数の削減、職員給与の水準の引き下げ、経常経費の徹底した削減、そして情報化の推進など経費を抑制しながらも住民サービスの向上に向けた取り組みを進めてきた。

このことにより、行政内部では、大綱そのものの重要性とともに職員個々の意識改革を促し、あらゆる行政事務においてもその基本的姿勢を持って取り組んできた。

これまで取り組んできた行政改革を、途切れることなく継続し、目標としていた到達点に達した項目についても厳しい自己評価を進め、さらに徹底した行政改革を進める必要がある。

第3章 重点取組事項

改革の基調を踏まえ、次の8つの事項について重点的に取り組みます。

第1節 事務事業の見直し

1. 事務事業の整理合理化

事務事業については、住民のニーズの変化に対応して、所期の目的を達成したもの、必要性の薄れたものや時代の要請に合わないものを廃止、縮小するなど整理統合を行うとともに、IT化の急速な普及に積極的に対応しながら、住民サービスの向上を図るため、常に見直しを行います。

また、補助金等については、行政の責任領域、経費負担のあり方、行政効果等の面から再点検し、廃止、縮小を含め、効率化に努めます。

2. 公共施設の管理・運営

住民が趣味や地域活動等を推進する際に利用する公共施設を地域性に配慮して、利用状況に応じた管理・運営を行います。

3. 民間活用の推進

民間活用により、これまで以上に柔軟で弾力的な行政サービスを効率的、効果的に提供できる事業などについては、行政の責任確保に留意しながら [PFI制度](#) の活用や民間委託などの [アウトソーシング](#) の推進に努めます。

4. 審議会等の見直し

各種審議会等については、さらに統廃合などを含め、その必要性を再点検するとともに、構成員については、女性の参画率の向上、年齢構成、兼職数などに配慮し、設置目的が十分果たされ、広く住民の意見が反映されるよう努めます。

第2節 組織・機構等の見直し

1. 外郭団体等

外郭団体等については、社会経済情勢の変化を踏まえ、それぞれの団体の設立目的、事

業内容、運営方法等について、統廃合を含めて再点検するとともに、透明性の向上に努め、効率的かつ適正な運営を推進します。

第3節 定員及び給与の適正管理

定員については、これまで定員適正化計画を再度見直し適正化に努めてきていますが、ますます多様化、高度化する行政需要に的確に対応するとともに、住民サービスの向上に配慮しながら、IT化や民間活用などによる業務の効率化を推進し、適正な定員管理に努めます。

給与については、これまでも適正化に努めてきていますが、公務員制度改革や他都市の動向等も見極める中で対応します。

第4節 人材の育成と確保

これからの地方分権の時代に、本町がその地域特性や創造性を発揮し、個性豊かな活力あるまちづくりを進めていくためには、その担い手となる職員のより高い資質と能力が求められてきます。

このため職員の政策形成能力の向上や意識改革の推進を図るとともに、幅広い視野と高い見識を持ち創造力に富んだ優秀な人材の育成・確保に努めます。

第5節 行政の情報化の推進と住民サービスの向上

情報通信技術が急速に発展、普及していることに積極的に対応し、[デジタル・デバイド](#)の是正に努めながら住民サービスの向上を図るために各種業務の情報化を進め、[データベース](#)の整備による情報の共有化を図るとともに、安全性に配慮した住民にとって利便性の高い電子自治体の構築を推進します。

また、電子自治体の構築に併せて、総体的な事務処理体制の見直しを推進します。

第6節 住民の行政への参画と協働の推進

住民ニーズの多様化、高度化に対応し、より多くの住民が満足する行政サービスを効率的、効果的に提供していくためには、住民と行政が知恵を出し合い、それぞれの役割を分担しながら様々な施策を推進していく必要があります。

この住民と行政の協働の関係を構築するため、行政の透明性の確保に努めるとともに、ボランティアやNPOも含め、意欲のある住民が進んで行政に参加できるような仕組みづくりを推進します。

第7節 行政評価システムの導入

地方分権の進展にともない地方自治体が果たすべき役割や責任が大きくなり、これまで以上に住民本位の新しい行政経営システムの確立が必要になっています。

住民の視点に立って、成果を重視する行政を推進するため、本町にふさわしい[行政評価システム](#)を導入します。

第8節 健全財政の堅持

今後、ますます厳しさを増す地方財政状況を踏まえる中で、地方分権に対応した独自のまちづくりを進めていくために、自主財源の確保に努める一方、施策や事業を峻別するなど予算執行の一層の効率化を進め、健全財政の堅持に努めます。

特に、公営企業については、その果たすべき役割を十分認識しながら独立採算の原則を踏まえて、業務の効率化、収益性の向上を図り、経営の健全化に努めます。